

改正後	改正前
<p>第26条 性能基準第11条(2)の2)に定めるGNSS測量機の総合性能の検定は、次の方法による。</p> <p>(1) 検定場所 総合検定は、<u>国土地理院長距離・短距離GNSS比較基線場で行うものとする。</u></p> <p>(削除) (削除)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p>第26条 性能基準第11条(2)の2)に定めるGNSS測量機の総合性能の検定は、次の方法による。</p> <p>(1) 検定場所 総合検定は、<u>次のいずれかの場所で行う。</u></p> <p>1) 国土地理院の比較基線場 2) 1) と同等の確度を有するものと認められた基線場（国土地理院に登録された基線場に限る。）</p> <p>(2)、(3) (略)</p>

附 則

- 1 この達は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行前に、改正前の規定に基づき実施した検定により判定した測量機器性能基準（平成13年国地達第28号）第4条の級別性能分類は、なお有効とする。